

平成19年 5 月宮崎県臨時県議会
文教警察企業常任委員会会議録

平成19年 5 月15日

場 所 第3委員会室

平成19年 5月15日（火曜日）

午後 2時46分開会

会議に付託された議案等

- 委員長の互選
 - 副委員長の互選
 - 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
-

出席委員（9人）

委員	長	太田	清海
副委員	長	河野	安幸
委員		米良	政美
委員		福田	作弥
委員		野辺	修光
委員		宮原	義久
委員		西村	賢
委員		長友	安弘
委員		井上	紀代子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課	主幹	田中	浩輔
議事課	主査	湯地	正仁

○河野安幸委員 ただ今から文教警察企業常任委員会を開会いたします。

ただ今、本会議において本委員会の委員が選任されましたので、正副委員長互選のため、委員会条例第10条の規定により、私が年長委員として委員会を招集いたします。

したがいまして、委員長の互選終了まで、しばらくの間、座長を務めさせていただきますの

で、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただ今から委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

この場合、お諮りいたします。

互選の方法は、投票又は指名推選であります。いかがいたしましょうか。

〔指名推選〕と呼ぶ者あり〕

○河野安幸委員 では指名推選の方法で行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○河野安幸委員 異議なしと認めます。よって互選の方法は指名推選により行うことに決しました。

それでは、私から指名をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○河野安幸委員 異議なしと認め、太田清海委員を委員長に指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今の指名のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○河野安幸委員 異議ありませんので、太田清海委員が委員長に選任されました。

次は副委員長の互選であります。ただ今委員長に太田清海委員が選任されましたので、委員長に替わっていただき、副委員長の互選をお願いいたしたいと存じます。

御協力ありがとうございました。

○太田委員長 それでは、ただ今から委員会条例第8条第2項の規定により、副委員長の互選を行います。

この場合、お諮りいたします。

互選の方法は、投票又は指名推選であります。いかがいたしましょうか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○**太田委員長** では、指名推選の方法で行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**太田委員長** 御異議なしと認めます。

よって、互選の方法は指名推選により行うことに決定しました。

それでは、私から指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**太田委員長** 御異議なしと認め、河野安幸委員を副委員長に指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今の指名のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**太田委員長** 御異議ありませんので、河野安幸委員が副委員長に選任されました。

以上で正副委員長の互選は終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

○**太田委員長** 一言あいさつをさせていただきます。先ほど委員長に選任されました太田清海でございます。私から見ると先輩の方が多いものですから、どうぞ私の方からよろしく願いいたします。

今、議会の活性化や議会改革と言われておりますが、おもしろい委員会にしていきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○**河野安幸副委員長** ただいま、副委員長に御選任いただきました河野安幸でございます。何分、1期目でございますが何も分かりませんが、太田委員長の補佐をさせていただきたいと思っております。御協力よろしく願いいたします。

○**太田委員長** それでは、書記の紹介をいたします。

正書記の湯地主査でございます。

副書記の田中主幹でございます。

○**太田委員長** 次に閉会中の継続審査についてお諮りいたします。「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

なお、次の委員会は、5月24日木曜日午前10時から開会を予定しております。

場所は、この第三委員会室を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

本日はこれで閉会いたします。

午後2時51分閉会